

## 農林水産省における外部の労働者等からの公益通報等の運用実績について

1. 農林水産省では、公益通報者保護法及び「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 21 日改正）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの公益通報等に適切に対応するための手順を定め、公益通報者等の保護を図り、事業者の法令遵守を推進しています。
2. 本制度で受ける通報は、事業者の法令遵守の確保や適正な法執行のために必要と認められる法令の規定に違反する行為に関する事実のうち、農林水産省が処分又は勧告等をする権限を有する場合に限っています。

### 平成 29 年度

窓口設置場所	通報件数	受理件数	調査に着手した件数※	是正措置を講じた件数※
本省消費者の部屋、地方農政局等及び沖縄総合事務局	7	0	0	0

※通報・受理の件数は、調査期間内（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）全ての件数であるが、調査着手件数及び是正措置等を講じた件数は、前年度受理・今年度対応した事実を含むため、受理件数を上回ることがある。

### 平成 28 年度

窓口設置場所	通報件数	受理件数	調査に着手した件数※	是正措置を講じた件数※
本省消費者の部屋、地方農政局等及び沖縄総合事務局	2	0	2	2

#### 【参考】消費者庁ホームページ

・行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査・外部窓口の整備に係る検討状況に関する調査